

平成23年12月橋本市議会定例会会議録（第1号）その2  
平成23年11月28日（月）

（午前9時30分 開議）

○議長（井上勝彦君）おはようございます。  
ただ今の出席議員は、22名で全員であります。

○議長（井上勝彦君）これより平成23年12月橋本市議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

○議長（井上勝彦君）今定例会に出席の説明員については、お手元に出席説明員表を配付いたしております。

この際、諸般の報告をいたします。

市長から、平成23年11月17日付、橋総第161号並びに平成23年11月25日付橋総第167号をもって、本日招集の市議会定例会に提出する議案31件が送付されております。議案はお手元に配付いたしております。これを今会期中にご審議願います。

次に、監査委員から、平成23年11月18日付、橋監委第44号をもって、例月出納検査報告書の提出がありましたので、その写しを配付いたしております。

次に、平成23年11月24日付、橋総第165号をもって、市長専決処分事項の報告があったので、その写しを配付いたしております。

次に、議会事務局から、平成23年9月5日から11月27日までの議会関係行事報告書を配付いたしております。それぞれご覧願います。

以上で、報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井上勝彦君）これより日程に入り、  
日程第1 会議録署名議員の指名 を行いま

す。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、1番 辻本君、10番 妙中君の2人を指名いたします。

日程第2 会期決定について

○議長（井上勝彦君）日程第2 会期決定について を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月16日までの19日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月16日までの19日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第3 承認第1号 専決処分事項の承認について（平成23年度橋本市一般会計補正予算（第4号）） から、日程第33 選第3号 人権擁護委員候補者の推薦について までの31件

○議長（井上勝彦君）日程第3 承認第1号 専決処分事項の承認について（平成23年度橋本市一般会計補正予算（第4号）） から、日程第33 選第3号 人権擁護委員候補者の推薦について までの31件を一括議題といたします。

市長提出の議案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）おはようございます。

本日、平成23年12月市議会定例会の開会にあたり、上程議案に説明に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆さんには、大変お忙しい中、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日より12月16日の閉会までの間、30件の上程議案につきまして、ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

今年も間もなく師走の月を迎えようとしておりますが、この1年を振り返りますと、さまざまな出来事がございました。中でも、何と申しまして、3月11日の東日本を襲った大地震による大津波、そして大津波による原発事故ではなからうかと思えます。これまで私たちが経験したこともない大災害は、東北3県を、いや、日本国中を奈落の底に突き落としたような大きな出来事がございました。また、9月の台風12号による土砂災害は、本県南部地方に大きな傷跡を残しました。今、これらの災害に対し、頑張ろう日本という合言葉のもと、血のにじむような復興、復旧活動が続いておりますが、本市といたしましても引き続き今後も支援をしてみたいと考えております。なお、台風12号による被災地であります新宮市と田辺市と、そしてお隣の五條市の3市に支援金として、公金でそれぞれ100万円ずつ支出いたしましたことをご報告申し上げます。

また、国政に目を向けますと、今年13日、野田首相は環太平洋経済連携協定、いわゆるTPPの協議に入ることを表明いたしました。このTPP交渉への参加については確かに賛否両論がございますが、農林水産業につきましては大きなダメージを受けておることは避けて通れません。農林業への思い切った国策を期待するとともに、本市においても農林業

の現状について検証を急がねばならないと考えておるところであります。

それでは、休会中に生じた行政上の本市の主な出来事についてご報告をさせていただきます。

まず、はじめに、10月16日、第6回橋本市民総合体育大会の開会式を運動公園において開催いたしました。今年は、28競技約2,100名の選手が参加のもと、10月2日から12月4日までの間、各会場で熱戦が繰り広げられました。

また、柿の販路拡大の目的で、中国大連で開催された中日貿易投資展示商談会に、本年も先月10月27日から31日までの5日間参加いたしました。これは特に、かつらぎ、九度山、橋本が中心としたものであります。このことは、和歌山県議会の井出県会議員のお力添えにより一昨年から参加しているもので、本年度3回目となりますが、私は総合防災訓練等の公務がございましたので、他の職員2名を参加いただき、柿のPRを行ってまいりました。当地方の柿は、中国のバイヤーに毎回大変好評でございますが、輸出まではこういった地道な努力が必要かと思うところでございます。柿産地として、農林水産省等への働きかけを一層強めてまいりたいと考えております。

次に、10月30日に南馬場緑地広場で合併後初めて実施いたしました総合防災訓練には、陸上自衛隊や国、県、近隣市町、そして本市の区や自主防災会、消防団など参加団体45団体、925名の参加人員のもと、実施いたしました。今年は、冒頭申し上げたように、海岸部や山間部を問わず大きな災害が発生しています。いつ襲来するかわからない災害に備えるため、特に防災関係機関相互の連携や協力体制の強化や、市民、自主防災組織等と地域ぐるみで取り組むなど、災害に強いまちづく

りの必要性を再認識したところであります。

また、11月13日の農林商工まつりでありましたが、第6回まつせはしもとは、天候にも恵まれて、出展数136店、約2万人の来場者を迎え盛会のうちに終えることができました。

次に、11月18日に開催されました東京橋本会ではありますが、59名の出席者のもと、盛会のうちに終えることができました。本市からは、井上議長はじめ、石橋、森下両市議会議員、4名の和歌山県選出の国会議員と平木県会議員、そして市内企業の代表者の方々の出席をいただき、総会に花を添えていただきました。また、今回は橋本高等学校卒業後、東京大学に進み、旧大蔵省を振り出しに旧ソビエト連邦日本国大使館、ロサンゼルスやニューヨークの総領事館を経て、現在は財務省審議官の本田悦朗さまに「異国にて日本を想う」というすばらしいご講演をいただくなど、参加者一同大変有意義な時間を過ごしました。私のほうからは毎回お願いしていることではございますが、企業誘致での紹介、後押しをお願いしたり、あるいはふるさと納税のお礼とさらにまたお願いを申し上げたところであります。

そして、また一昨日は高野口産業文化会館におきまして、人権啓発推進委員会主催によります人権の集いの後援会に500名以上の参加を得て、大変盛会で、後援会の中身も非常に充実されたお話を聞かせていただいたところであります。

そのほかにも、昨日27日のすこやか橋本学びの日でございますが、約4,500人程度の参加がありました。天候も穏やかでございまして、非常に、もう車の駐車場はどこもここも満員でございまして、非常に年年歳歳この意義が、親子連れの多くの皆さんが終日楽しまれて、コミュニケーションを図られたということ、大変意義があるものと思いました。

それ以外には、各地区各種団体など多くの皆さんが秋には行事がたくさんございました。これらも大過なく開催できましたのも、関係各位のご協力とご努力の賜物と深く感謝をいたしております。議員各位におかれましても大変お忙しい中、これらの行事にご出席いただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

最後に、企業誘致についてのご報告を申し上げます。これまで交渉を進めてまいりました松林金属株式会社がこのたび、紀ノ光台用地へ進出が決定をいたしました。本社は堺市にありますが、本社機能を含め本市に全面移転をするということになったこととございました。資本金は約1億円、従業員数は現在、正社員33名、非正社員13名となっております。新たに地元雇用15名の予定となっております。本市での操業は25年12月の予定でございます。したがって、これらの進出協定の調印式が来月12月1日、和歌山県庁において行うこととなっております。

以上、ご報告を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に入らせていただきます。12月市議会定例会に上程いたしました議案についてご説明を申し上げます。

今議会には、平成23年度一般会計補正予算の承認案件が1件、平成23年度一般会計及び特別会計、企業会計の各補正予算案件が10件、条例関係9件、その他の案件として市道路線の認定、字の区域の変更、公の施設の指定管理者の指定、人権擁護委員候補者の推薦など合わせて31件を上程させていただきました。

まず、承認第1号の平成23年度一般会計補正予算（第4号）でございますが、去る9月2日から4日にかけての台風12号豪雨及び紀の川増水に伴う災害関連経費や9月21日の台風15号豪雨に伴う災害関連経費のうち、緊急に必要なとする経費として総額3,003万9,000円

を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、9月30日に専決処分したもので、同条3項の規定により議会の承認を得るものでございます。ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、議案第1号から議案第10号までは、平成23年度一般会計及び各特別会計、企業会計の各補正予算でございます。一般会計補正予算の歳出の主なものをご説明申し上げますと、各歳出科目において人事院勧告に伴う給与改定や人事異動による各科目の調整、退職者の増加による退職手当の増額など職員給与の増減額を計上したほか、職員給与以外では、民生費の社会福祉費において、心身障がい者の日常生活や社会参加を支援する地域生活支援に要する経費や介護給付や訓練等給付など日常生活上の援助を行う自立支援給付に要する経費の今年度必要見込み額の増減額を計上してございます。同じく民生費、社会福祉費の地域支え合い連携体制構築事業に要する経費では、新たな地域の支え合い活動の拠点づくりを促進するため、地域住民の主体性に基づき運営され、地域福祉活動を開始する住民ボランティア団体等に補助金など交付することといたしました。なお、必要経費については県から全額が補助されることになってございます。また、子ども手当等支給に要する経費では、本年10月1日からの子ども手当特別措置法の施行に伴い、子ども手当等支給費を1億9,470万8,000円減額いたしました。子ども手当につきましては、本年9月末までは、子ども手当つなぎ法により、中学校修了前まで一律1人当たり月1万3,000円を支給されてございましたが、10月から3歳未満及び小学校修了前までの第3子以降が月1万5,000円を、3歳以上から小学校修了までの第1子、第2子及び小学校修了後から中学校修了前までが月1万円の支給となってございます。次

に、保育所に要する経費では、平成25年度の橋本市土地開発公社の解散に向け、当公社の債務の減少を図るため、当公社が所有するすみだ保育園の隣接地の取得費として、4,522万1,000円を計上いたしました。なお、すみだこども園の開園後は、現すみだ保育園用地も含め、民間への売却を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、衛生費の高野口斎場周辺整備に要する経費では、現在増築中の高野口斎場周辺整備事業の一環として、今年度、名倉北区にごみ収集ボックスや消火栓ボックス、掲示板を設置する経費として、444万7,000円を計上いたしました。

次に、農林水産業費の団体営整備事業に要する経費では恋野地区における企業誘致活動等を推進するため、保安林解除を含めた土地利用計画を策定することとし、平成23年度の支出分として120万円を計上してございます。なお、当委託事業は、平成24年度までの2カ年にまたがることから平成24年度支出分480万円は債務負担行為を設定してございます。

商工費の企業誘致に要する経費では、企業進出に伴い、土地開発公社所有地等を市が取得することとし、土地購入費として、1,740万7,000円を計上するとともに、消防費の消防団活動に要する経費では、東日本災害において多くの消防団員が消防団活動の中で犠牲となり、また負傷したことにより、その補償金が多額となるため、消防団員公務災害補償基金負担として、1,333万8,000円を計上いたしました。

次に、災害復旧費でございますが、8月27日のゲリラ豪雨及び9月2日から4日にかけての台風12号豪雨により、それぞれ被災した災害の復旧工事等を計上してございます。農地、農業用施設21件の災害復旧事業費として3,689万1,000円、市道4件の災害復旧事業費

として1,400万円、南馬場緑地広場の災害復旧事業費として6,441万円をそれぞれ計上いたしました。

続きまして、議案第2号から議案第9号までは、各特別会計の補正予算、議案第10号は水道事業会計補正予算でございます。各特別会計及び水道事業会計とも、人件費の増減額をそれぞれ計上した以外に、歳出の主なものをご説明させていただきますと、議案第2号の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）では、保険給付費や後期高齢者支援金、介護保険給付金などの今年度の必要見込み額の増減額を計上するとともに、議案第7号の橋本市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）では、事業の進捗に合わせ建物等の補償費として1億834万5,000円などを、議案第9号の橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）では、後期高齢者医療広域連合納付金992万7,000円などをそれぞれ増額補正してございます。次に、議案第10号の橋本市水道事業会計補正予算（第4号）では、資本的収入で大滝ダム建設事業に係る国庫支出金144万円を増額補正したほか、事業費の変更に合わせ一般会計繰入金を1,576万9,000円減額補正してございます。また、資本的支出では、人件費のほか、大滝ダム建設負担金として431万8,000円をそれぞれ増額補正いたしました。

以上が今議会に提案いたしました各会計補正予算案の概要でございます。

議案第11号は、橋本市神野々ふれあい会館設置及び管理条例を廃止する条例についてでございます。橋本市神野々ふれあい会館につきましては、市全体の公共施設の見直しを行った結果、当初の目的が達成されたものと判断しましたので、平成24年3月末をもって廃止するものでございます。

議案第12号は、橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例についてでご

ざいます。これはスポーツ振興法が全面改正され、新たにスポーツ基本法が制定されたことに伴い、従来の体育指導員がスポーツ推進委員に名称変更されることによる所要の改正を行うものであります。

議案第13号の橋本市税条例等の一部を改正する条例及び議案第14号の橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例につきましては、いずれも現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第15号は、橋本市老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。老人医療費の支給申請の期間は、現在1年としておりますが、和歌山県よりその期間を地方自治法第236条に定める金銭債権の消滅時効の規定に基づき5年とするよう指導がありましたので、所要の改正を行うものでございます。

議案第16号 橋本市斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例についてでございます。本市斎場につきましては施設の統廃合による財政の健全化を図るため、橋本斎場を廃止し、高野口斎場に統合すべく、現在高野口斎場の増設工事を進めており、平成24年4月1日から橋本市高野口斎場として稼働することとなります。また、火葬料金に規定について、現在は生体分離肢体及び改葬遺骸の火葬をその他として分類しておりますが、本来これらのは人体等に分類されるべきものであることから、区分設定を改正するとともに、あわせて料金設定の改正を行うものであります。

議案第17号 橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございます。これは、障害者自立支援法が改正されたことに伴い所要の改正を行うものでございます。

議案第18号は、橋本市民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例についてでございます。橋本市民会館につきましては、近年、年末年始を除き無休運営としておりましたが、市民会館の利用状況や同規模施設である橋本市立産業文化会館の運営状況等を勘案しまして、毎週火曜日を休館といたしたく条例の改正を提案するものでございます。

議案第19号は、市道路線の認定についてでございます。これは、紀ノ光台20号線ほか4路線を新たに市道として認定するものでございます。

議案第20号は、字の区域の変更についてでございます。これは、本市が市協地内で実施した基盤整備事業の換地処分に伴い、同地区の字の区域の一部を変更したいので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第21号は、土地改良事業の施行についてでございます。これは、西畑地区において平成24年度から土地改良事業を実施するにあたり、事業の概要を定めたいので議会の議決を求めるものでございます。

議案第22号から議案第26号までは、いずれも公の施設の指定管理者の指定についてでございます。議案第22号は、橋本市高野口IT地域交流センターの指定管理者として、高野口町商工会を指定することについて、議案第23号は、橋本市立共同浴場えびす温泉の指定管理者として岸上区を指定することについて、議案第24号は、橋本市高野口山村体験交流促進センターの指定管理者としてふるさと体験村管理組合を指定することについて、議案第25号は、橋本市民会館の指定管理者として財団法人橋本市文化スポーツ振興公社を指定することについて、議案第26号は、橋本林間田園都市駅前輪場の指定管理者として社団法人橋本市シルバー人材センターを指定することについて、議会の議決を求めるものでござい

ます。

選第1号から選第3号までにつきましては、人権擁護委員として後藤加壽恵氏、芋生進氏及び萩原弥生氏を推薦したいので議会の意見を求めるものでございます。

続きまして、別冊の議案書をご覧くださいますようお願いいたします。

議案第27号は、橋本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。平成23年9月30日付で人事院から内閣及び国会に対し、本年の勧告が行われました。その主な内容は、民間給与との格差があるという人事院の調査結果に基づく、医療職のうち医師を除く中高年齢層の給与の引き下げや若年・中堅層の昇給調整などでございます。本市におきましては、人事院勧告の趣旨を踏まえ、また県内の他の自治体の動向も勘案した結果、給料表の改定等を実施いたします。

以上、承認1件、議案27件、選3件、計31件についてご説明を申し上げました。議員各位には、よろしくご審議をいただき、ご賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明といたします。

○議長（井上勝彦君）市長の説明が終わりました。

これより、議案第27号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）今、人事院勧告に基づく給料表の改定ということで説明があったんですけども、新旧対照表を見ましても、書いてあることが難しくて実際の変更点を、特に16ページから19ページにわたっての、この附則なんですけれども、この辺をかみ砕いて説明をお願いします。それと、加えて、この改定によって当初予算と比べて増額になるのか、減額になるのか、またその総額もあわせ

てお願いいたします。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）今回、23年度の人事院勧告の内容でございますけども、一点が基本給の高齢者の引き下げということがございます。ということで、これは40代後半から50代にかけての基本給について、平均900円程度でしたかな、0.23%ですか、ということでなっております。ということで最大で2,000円ほどの方もございます。月給にして最高で2,000円ほどということで、平均で900円ということになってございます。それとボーナスについては、今回変更はございません。三点目でございますけれども、平成17年の人事院勧告におきまして、給与構造改革、大きな構造改革がございました。9級制から7級制とか、1年が4号にとか、それと全体として5%程度、4.7%でしたかな、ぐらいの給料の減額ということがございまして、その中でも高年齢者については7%程度の減額ということがございました。

その中で、人事院勧告の中で、その部分についての、多額のものをもっている者が今回の給料表で改正して少なくなるものについては、現給保障という形でうたってございます。ということで、現給保障で給与調整をやっていたものについて、今回の人事院勧告について現給保障は24年度で1年間だけ半分程度やって、25年度から廃止していくという人事院勧告になってございます。ということで具体的な現給保障の廃止ですけども、差額について24年度は2分の1を見ていくと、上限については1万円ということを見ていくということで、25年度からはその残りの部分は全部廃止していくという人事院勧告でございます。それと、その現給保障の財源を使いまして、36歳から42歳までの中間層について、1号ないし2号の階に抑えていたわけでござい

ますけれども、それを復元していくという人事院勧告になってございます。

それと、本市におきまして、管理職について1%の賃金カットのあった分について、今回、平成24年4月より廃止していくという内容のものでございます。具体的なところを言いますと、新旧対照表の中で一般行政職と医療職の表がありますけども、医療職1表というのが医者でございまして、これについては変更ございません。詳しく見ていただきましたら2級から7級までの給料が、最後の下のほうの号を見ていただいたら変更になってございます。ちなみに、2ページの表でございますけれども、これは一般行政職の給料でございます。その7級の17号見ていただきましたら、7級については、新が40万6,000円となっておりますけども、旧が40万6,400円となっております。ということで、ここで400円下がっている。ここから以降についても、号が増えるにしたがって下がっているということになっております。6級についても、また29号から下がっているし、5級につきましては37号から下がっているというような状態になってございます。同じような形で医療職もそういうふうな形になってございます。

それと、付表、附則の部分でございまして、これは新旧対照表の16ページでございます。これにつきましては、旧について現給保障をしていくと、ややこしい文章になっていますけども、差額のある人については従前の給料を支払うというふうな形に旧はなっておりますけれども、これにつきましては、新では24年4月1日から25年3月31日に限って、その差額の半分を支払うというような文章になってございます。限度額は1万円ということになってございます。その次のページ、18ページでございまして、これにつきましては、基本給については12月1日から実

施する、現給保障については24年4月1日から25年3月30日までの期間ということで期限が設けられている文章でございます。それから、19ページの文章でございますけれども、これは、若年層の復元ということで、36歳に満たないものは2号給、36歳以上42歳という人は1号給ということになっています。36からと言いましたけれども36歳未満であります。訂正いたしたいと思えます。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）それと、影響額でございますけれども、現給保障によるものにつきましては、減額が、対象者がこれ病院会計を除く617名ですけれども、減額が706万8,000円ですか、ということで、1年間の影響額がそれぐらい出てきます。それと、現給保障者の廃止の影響でございますけれども、これについては、1年間で2,400万円程度出てきます。それと、独自カットの復元でございますけれどもこれにつきましては1年間で541万2,000円ということになってございます。

以上です。

○議長（井上勝彦君）ほかにございせんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）この条例は12月1日から施行するということなので、ボーナスの変更はないんですけれども、4月からの減給分をボーナスに反映させることはないというふうに解釈という説明でしょうか。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）説明がちょっと不十分でございました。人事院勧告には、4月にさかのぼっての基本給の調整がございましたけれども、今回独自カット、いわゆる管理職の独自カット、1%のカットで影響額が541万円

になってございます。それと、4月からのその部分を調整するということになりますと、その額が533万7,000円ということで、これで相殺いたしたいということで、さかのぼるについては行わないという考えでございます。ということで、12月のボーナスにつきまして、新給料表になりますので同じように影響が出てきます。12月の給料とボーナスについても新給料表に12月1日からなりますので、影響が出てきます。

○議長（井上勝彦君）ほかに。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）お尋ねをします。労働組合との協議ですね。今回も時間切れということで妥結に至っていないというふうに聞いているんですけれども、ここ3年間にわたって人事院勧告については強行していくと、組合と話し合いがついていない中でどんどん強行していくというのは、これはいかがなものかというふうに思うんです。この現給保障の件で言えば、最高額で、まず200人が対象となると、180人ですか、減給になる。しかも、一番減給幅の大きい人で言えば3万9,000円というふうな額が、これ月額ですよ、これだけの給料が減額をされて、果たして頑張ってる、仕事しようというふうなことになるのかどうか。特に木下市長のもてこういう労働組合との妥結を見ないままの強行というかな、これは私は避けるべきだと思うんです。回りまわって橋本市の経済にも大きな影響が出てくるというふうに思います。給料というのは、職員の生活給なので、これは人事院勧告があったからということで、私聞いているのでは、和歌山県は本年度は実施しないと、県の人事院が勧告しても実施しないという話や、紀の川市、かつらぎ町ですか、ここでもこうした大幅な減給については実施を見送っているという、こういう自治体もある中で、なぜ橋本



市がこれを強行するのか、この点伺います。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）確かに、この3年間と  
いいますのは、まあ17年の人事院勧告からで  
ございますけども、3年間、過去2年間は、  
ボーナスの4.4から4.15、それから去年につ  
いては3.95ということで減額してございま  
す。今年につきましては、基本給も下がって  
いくということ、それから現給保障、かなり  
大きな問題でございます。そういうことで、  
3年間の組合との交渉はすべて決裂して  
ございませぬ。橋本市の考え方としまして、  
上がってきたときにも人事院勧告、下がる  
ときにも人事院勧告ということで、人事院  
勧告をよりどころに給料を決めていくとい  
うのが、過去何十年の歴史の中での話で  
ございませぬので、これは堅持していき  
たいということで考えてございませぬ。

それと、生活給と言われましたが、そう  
いうところは、側面はあるかと思いま  
すけども、これについても、ぎりぎりの  
線で我慢していただける給料じゃないか  
なというふうに考えてございませぬ。そ  
れと、和歌山県が、県の人事院勧告が  
出た中で今回上程しないということで見  
送ったという経緯がございませぬけれど  
も、これにつきましても、国の国家公務  
員について人事院勧告以上に7.8%の  
削減をやっていくというような法律が上  
程され可決するかわからないということ  
を見た中で、それも加味して考えてい  
くということで、紀の川市についても  
そういうふうな考え方でございませぬ。  
ほかの市町村につきましては、現給保  
障については4月1日ということで、3  
月議会に分けて上程する市もございま  
すけれども、ほかの市町村については、  
現給保障については、今回で廃止して  
いくということで考えているというこ  
とで聞いておりますので、橋本市とし  
てもそれは廃止していくような考え方

でおります。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）3番富岡君。

○3番（富岡清彦君）ちょっと前後する  
んですけども、この数年間の諸手当、あ  
るいは基本給、ボーナス、職員1人平均  
で幾ら減額になっているんですか。これ  
で、果たして職員がやる気をなくさな  
いのか、この点再度伺います。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）ボーナスで過去2  
年で、4.4から3.95ということで、0.  
45カ月分が年間で減額になってござい  
ませぬ。

それ以前に17年度の人事院勧告で平均  
4.7でしたか、給料が下がってしまっ  
て、課長補佐級から課長級あたりです  
か、部長級というので最大7%の減額  
になってございませぬ。そういうことで、  
数字的なことはちょっと計算してござ  
いませぬけども、17年の人事院勧告以  
降、増額するような人事院勧告はなか  
ったように思います。ただ、若年層のか  
さ上げというのは若干あったような記  
憶してございませぬけれども、年々減  
っているような人事院勧告ばかりで  
ございませぬ。

○議長（井上勝彦君）ほかにございま  
せんか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）今、富岡議員の  
ほうからいろいろと聞いていただいたの  
で、大まかなところはいいんですけども、  
市の、これ下げるところで、やりがい  
をそいでしまうんじゃないかというふう  
にはやっぱり危惧していきませぬ。その  
点で、幹部級は人事評価制度を取り入  
れられているかと思いますけれども、や  
はり、全職員の方々、こういった問題  
のときに自分がどれだけ市で貢献して  
いるかということの評価されるというこ  
とが必要になってくると思うんですけ  
れども、今の人事評価の進捗というの  
は、どのようになっ

ていますか。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）管理職につきまして、ボーナスの勤勉手当のほうに反映してございます。まだ、以下の職については、現在実施する時期については未定でございます。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）未定というのは、毎年12月になったら人事院勧告出てきて下げる、上げる、まあ上げるということはないでしょうけども、9月からこういう調整をしていくんだと思います。これは毎年、同じことを聞かれていると思うので、もう本当に、本気を出して職員たちのやる気をそがないようにやっていくべきだと思うんですけど、この辺は、私、職員たちの代表で理事が答弁されていますけど、正直なところこれ政治判断が必要だと思うんですけど、その点は、市長はどのようにお考えなのですか。

○議長（井上勝彦君）市長。

○市長（木下善之君）大変厳しい状況下にあるわけでございますので、やる気の問題はやる気の問題としてですね、やはりこの、若干辛抱をゆだねてまいらなければならないと思っておるわけでありまして。一例を申しますと、伊都消防署の職員の採用を今、しておるわけでありまして。1名採るのに、応募されたのは51人おるんですよ、51人。これが何を物語っとるかちゅうことも十分やっぱりね、それだけの低賃金の重労働、高労働ということであればそれとしての人数になると思うのですが、50倍というの、私もびっくりしとるわけでありまして。その辺も十分お考えいただきたいと思っております。

○議長（井上勝彦君）ほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第27号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論する方ありませんか。

2番 阪本君。

〔2番（阪本久代君）登壇〕

○2番（阪本久代君）橋本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

先ほどからの質疑でもありましたように、職員給与は生活給であり、今回だけではなく、平成17年からずっと下げられ続けています。この給与についてはいろいろ、ローンを組むにしても何にしてもいろいろな、もとの給料から生活設計を、普通の、ほかの市民と同じように職員の方も立てられていると思います。それがこう毎年毎年下げられてくるということは、生活設計そのものも狂わせてくるものですし、また、現在の不況は、消費の低迷といえますか、消費の不況の中にあって、職員の給与が減らされるということは、そのまま地域での購買力の低下、また地域経済にも大きな打撃を与えるものだと考えます。

以上をもって反対討論といたします。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第27号 橋本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につい

て を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(井上勝彦君) 起立多数であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(井上勝彦君) 以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。

明11月29日から12月4日までの6日間は議案調査等のため休会とし、12月5日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思えます。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでございました。

(午前10時23分 散会)